

家賃補助ははじまる。

小千谷市 家賃補助

ずっと住まいる応援事業

最大 **144** 万円 最長 **5** 年

県内
最大級



お問い合わせ
小千谷市
商工振興課 U・Iターン支援室

TEL.0258-83-3556
FAX.0258-83-2789
E-mail ui-turn@city.ojiya.niigata.jp



県内最長・最大級の

ずっと住まいる応援事業って？



「ずっと小千谷に住んでもらいたい」という願いを込めて、家賃補助事業『ずっと住まいる応援事業』を実施します。小千谷市にU・Iターン就職し、市内の民間賃貸住宅に居住される方へ、家賃の一部を小千谷市が補助。U・Iターン就職者対象の家賃補助施策としては、交付期間（最長5年）及び補助金額（最大144万円）は県内トップ、全国的に見てもトップクラスです。住みやすい、働きやすいまち小千谷で無理なく新生活を楽しみませんか？

対象

U・Iターン就職者

のうち次の要件すべてを満たす方

- 本市に転入した日から1年を経過していない方
※1で、本市に5年以上定住する意思を誓約できる方
- 転入前1年の間に本市に住所を有していない方
（住民票を市外に移動せず、アパート暮らしをしていた方も市外の居住や賃貸契約を証明できれば対象）
- 転入日の年齢が45歳未満の方
- 正規雇用※2されている方
（公務員も可）

- ※1 令和5年10月1日以降に転入した方
- ※2 正規雇用とは、事業所に常用雇用（パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等以外）される方で、次の要件すべてに該当する方
- (1) 1週間の所定労働時間が30時間以上かつ雇用期間の定めがない労働契約を締結している方
- (2) 雇用保険法に規定する被保険者のうち、高年齢継続被保険者、短期雇用特別被保険者及び日雇労働被保険者でない方
- (3) 個人住民税を事業主が毎月の給与から控除し、本市へ納入する方法により納付する方
- (4) 被用者保険の加入者である方

補助金額・交付期間

単身世帯 最長2年間

月額最大 **15,000円**

夫婦世帯 最長3年間

月額最大 **30,000円**

単身世帯者が結婚した場合、夫婦世帯として最長3年延長（月額最大30,000円）

補助対象経費

支払った月額家賃の2分の1の額（駐車場代含む、共益費を除く）

※勤務先から住宅手当が支給されている場合は控除した額が対象

令和6年度 受付期間・申請方法

[受付期間] 令和6年10月1日(火) ~ 12月27日(金)

(令和6年度は10~12月支払い分を補助対象とし、令和7年度以降、1~12月支払い分を補助対象とします)

[申請方法]

- 1 窓口で申請書を受領または、小千谷市ホームページからダウンロード
- 2 転入日から1年以内に申請書提出（申請書、誓約書、添付書類）
- 3 市から決定通知を送付
- 4 申請翌年の2月に請求書を窓口へ提出（前年の1月~12月に支払った家賃等が対象）
- 5 住民登録、提出書類を確認後、市から確定通知送付、補助金支払い（3月~4月）



お問い合わせ

小千谷市

商工振興課 U・Iターン支援室

TEL.0258-83-3556 FAX.0258-83-2789

E-mail ui-turn@city.ojiya.niigata.jp

補助金についてはこちらから >>>

